

議案第 93 号

関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

卸売市場法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

関市公設地方卸売市場業務条例（平成元年関市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「取扱品目以外の」を削り、「業務」の次に「（取扱品目の卸売の業務を除く。）」を加える。

第 39 条第 1 項中「第 41 条」の次に「、第 41 条の 2」を加える。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 41 条の 2 市長は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（１） 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

（２） 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標

（３） 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

第 60 条を次のように改める。

第 60 条 削除

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 1 号及び第 60 条の改正規定は、公布の日から施行する。